

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【公表番号】特表2009-530359(P2009-530359A)

【公表日】平成21年8月27日(2009.8.27)

【年通号数】公開・登録公報2009-034

【出願番号】特願2009-500919(P2009-500919)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 37/04 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 K 39/00 (2006.01)

C 0 7 K 14/79 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 37/04

A 6 1 P 35/00

A 6 1 K 39/00 H

C 0 7 K 14/79 Z N A

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月19日(2010.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象の腫瘍の成長または成立(establishment)に対する適応免疫を誘導する医薬の製造における、溶解性化合物の使用。

【請求項2】

対象の腫瘍の成立(establishment)、成長または増殖に対するワクチンとして使用する医薬の製造における、溶解性化合物の使用。

【請求項3】

前記溶解性化合物が、第1の腫瘍の細胞溶解を介して、第2の腫瘍の成立(establishment)、成長または成立(establishment)を阻害する免疫応答を生じさせる、請求項1または2に記載の使用。

【請求項4】

前記溶解性化合物がペプチドである、請求項1から3のいずれか一項に記載の使用。

【請求項5】

前記ペプチドが、最少で3個のアミノ酸の長さであり、1以上の正電荷を有する、請求項4に記載の使用。

【請求項6】

前記ペプチドが、かさ高く親油性である基を含む、請求項4または5に記載の使用。

【請求項7】

前記かさ高く親油性である基が7個以上の非水素原子を有する、請求項6に記載の使用。

【請求項8】

前記溶解性ペプチドが、少なくとも 1 個のビフェニルアラミン (Bip) および / または少なくとも 1 個のジフェニルアラミン (Dip) 残基および / または 1 ~ 5 個のトリプトファン残基を含む、請求項 7 に記載の使用。

**【請求項 9】**

前記溶解性化合物がペプチド類似物である、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 10】**

前記溶解性化合物が腫瘍内に送達される、請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 11】**

前記成長の阻害が前記腫瘍の退縮である、請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 12】**

前記成長の阻害が第 2 の腫瘍の成立 (establishment) 防止を含む、請求項 1 から 11 のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 13】**

前記第 2 の腫瘍が二次性腫瘍である、請求項 1 から 12 のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 14】**

前記第 1 の腫瘍および前記第 2 の腫瘍が類似の免疫特性を有する、請求項 1 から 13 のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 15】**

前記第 1 の腫瘍および前記第 2 の腫瘍が同一の癌タイプである、請求項 1 4 に記載の使用。

**【請求項 16】**

前記腫瘍がリンパ腫、癌腫および肉腫からなる群から選択される、請求項 1 から 15 のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 17】**

前記腫瘍が良性腫瘍である、請求項 1 から 15 のいずれか一項に記載の使用。

**【請求項 18】**

前記対象がヒトである、請求項 1 ~ 17 のいずれかに記載の使用。